

# 社団法人 日本口腔外科学会定款

平成 3 年 10 月 25 日制定

平成 12 年 3 月 1 日一部改正

平成 13 年 7 月 24 日一部改正

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本口腔外科学会と称し、その英文名を Japanese Society of Oral and Maxillofacial Surgeons という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区高輪 2 丁目 20 番 26 号セブンスターマンション高輪内に置く。

(地方会)

第 3 条 この法人は、必要の地に地方会を置くことができる。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 この法人は、口腔外科学に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会および研修会等の開催
- (2) 学会誌その他の刊行物の発行
- (3) 学会認定医の認定等
- (4) 研究および調査
- (5) 内外の関係学術団体との連絡および提携
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の、会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 歯科医師または歯科医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に対して特別功勞のあった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て、総会で承認された者
- (3) 外国人特別会員 (Corresponding Member) この法人と海外の学会などとの関連を密にするため、海外の歯科医学研究者の中から理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会で承認された者
- (4) 賛助会員 この法人の目的、事業を賛助する個人または法人

(入会)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金および当該年度の会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、

名誉会員、外国人特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第 8 条 この法人の会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 名誉会員、外国人特別会員は、入会金、会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金および会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 禁治産若しくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員たる法人が解散したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。ただし、この場合、その会員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) 会費を 2 年以上滞納したとき

## 第 4 章 役員、評議員および職員

(役員)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内 (うち理事長 1 名および常任理事 3 名以内)

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 13 条 理事および監事は、評議員会において選出された候補者のうちから総会で選任する。理事は、互選で理事長および常任理事を定める。

2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか一人およびその親族、その他特殊の関係がある者の合計数が理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 監事には、この法人の理事 (その親族、その他特殊な

関係にある者を含む。) および職員が含まれてはならない。  
また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序で常任理事が職務を代理し、または職務を行う。

3 常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、この定款に定められるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および正会員現在数のおおの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会および総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選任)

第19条 この法人に120名以上160名以内の評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から別に定める細則により選出し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 評議員の選任にあつては、役員のうち一人と親族その他特殊な関係がある者の合計数または評議員のうち

一人およびその者と親族その他特殊な関係がある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員には第16条および第17条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第20条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問のあつた事項その他必要と認める事項について審議する。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には事務局長1名のほか、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の議決を経て理事長が任命する。

4 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年4回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときまたは理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があつた日から20日以内に随時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 学術大会の会長および次期会長は、理事会に出席することができる。

(評議員会)

第24条 評議員会は毎年1回以上理事長が招集する。

2 評議員会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項

(6) 定款の変更についての事項

(7) 解散についての事項

(8) 残余財産の処分についての事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 第22条第1項ただし書および第2項、前条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(総会の構成)

第25条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第26条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第28条 総会は、この定款を定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第29条 総会は、正会員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第30条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第31条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第33条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第36条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会、評議員会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第38条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および、財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け理事会、評議員会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支予算に剰余金があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第40条 第35条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事現在数、評議員現在数および正会員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、理事現在数、評議員現在数および正会員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数、評議員現在数および正会員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第45条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する証拠書類および帳簿
- (7) 理事会、評議員会および総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類および帳簿

2 前項第1号から第5号までおよび同項第7号の書類および帳簿は永年、同項第6号の書類および帳簿は10年以上、同項第8号から第10号までの書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議

員会および総会の議決を経て別に定める

## 付 則

1. この定款は文部大臣の設立許可のあった日(平成3年10月25日)から施行する。ただし、第29条第1項は文部大臣の許可のあった日(平成12年3月1日)から改正する。  
また、第2条は文部科学大臣の許可のあった日(平成13年7月24日)から改正する。
2. 第41条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は設立許可のあった日から平成4年8月31日までとする。
3. この法人の設立年度の事業計画および収支予算は第37条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. 従来の日本口腔外科学会の会員、名誉会員であって第6条に規定する正会員、名誉会員の資格を有する者は第7条の規定にかかわらず、設立許可のあった日からそれぞれ当該会員となる。
5. 従来日本口腔外科学会に属した権利義務の一切はこの法人が継承する。
6. 第13条および第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立当初の役員は次のとおりとし、その任期は平成5年8月31日までとする。

理事(理事長)	内田 安信
同(常任理事)	園山 昇
同(常任理事)	河合 幹
同(常任理事)	高井 宏
同	榎本 昭二
同	大橋 靖
同	岡 伸光
同	岡 増一郎
同	岡野 博郎
同	尾崎登喜雄
同	河村 正昭
同	作田 正義
同	杉村 正仁
同	瀬戸 暁一
同	高久 暹
同	寶田 博
同	深谷 昌彦
同	福田 道男
同	三村 保
同	道 健一
監事	泉 廣次
同	西村 恒一

7. 第19条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の評議員は、設立総会の定めるところによる。この場合の評議員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成5年8月31日までとする。

# 社団法人 日本口腔外科学会定款施行細則

平成 3 年 10 月 25 日制定

平成 16 年 10 月 20 日一部改正

## 第 1 章 地 方 会

第 1 条 社団法人日本口腔外科学会（以下、本学会という）定款第 3 条の規定に基づいて地方会を置き、本学会北日本地方会、関東地方会、中部地方会、近畿地方会、中・四国地方会および九州地方会と称する。

第 2 条 各地方会規則は、本学会定款ならびに定款施行細則に抵触しない範囲内で地方会毎に定める。

2 地方会規則の制定および改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

第 3 条 各地方会は、それぞれ次表に掲げる都道府県内に勤務または居住するこの法人の正会員をもって組織する。

地方会の名称	都 道 府 県
北日本地方会	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県
関東地方会	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
中部地方会	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿地方会	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中・四国地方会	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方会	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

2 口腔外科の専門的知識および技能の向上ならびに国民の健康増進と福祉に寄与し、各都道府県における本学会認定研修施設（以下、研修施設という）および本学会認定関連研修施設（以下、関連施設という）の連携を行うために、各地方会に所属する都道府県に支部を置き、本学会北海道支部、青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、山形県支部、福島県支部、新潟県支部、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉県支部、千葉県支部、東京都支部、神奈川県支部、山梨県支部、富山県支部、石川県支部、福井県支部、長野県支部、岐阜県支部、静岡県支部、愛知県支部、三重県支部、滋賀県支部、京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部、奈良県支部、和歌山県支部、鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、徳島県支部、香川県支部、愛媛県支部、高知県支部、福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部および沖縄県支部と称する

3 勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県とし、勤務地または居住地が複数あ

る場合は、主たる勤務地または居住地の都道府県とする。

第 4 条 各地方会に、次の役員を置く。

地方会代表者 1 名  
地方会長 1 名  
地方会評議員 若干名  
各都道府県支部長 1 名

2 地方会代表者は、理事会において当該地方会に所属する理事の中から委嘱され、当該地方会の会務を処理する。任期は、2 年とする。

3 地方会長は当該地方会評議員会より委嘱され、地方会学術集会を企画し、主宰する。任期は、1 年以内とする。

4 地方会評議員は、当該地方会に所属する社団法人日本口腔外科学会評議員とする。地方会評議員は地方会評議員会を組織し、地方会の重要会務を審議する。任期は 2 年とし、留任を妨げない。

5 各都道府県支部長は、当該地方会評議員会において、互選により各都道府県に所属する地方会評議員の中から委嘱され、細則第 3 条第 2 項の目的のために各都道府県支部の会務を処理する。任期は 2 年とし、留任を妨げない。

6 各地方会に地方会参与を置くことができる。地方会参与は、当該地方会に所属する正会員の中から地方会代表者により委嘱され、地方会の活性化と連携のために地方会代表者の求めにより地方会評議員会に出席し、意見を述べることが出来る。任期は 2 年とし、留任を妨げない。

7 都道府県支部に、口腔外科診療の活性化と連携のために各都道府県支部顧問をおくことが出来る。任期は 2 年とし、留任を妨げない。

第 5 条 地方会の学術集会および評議員会は、年 1 回以上これを開くものとする。

第 6 条 地方会評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地方会長の専任
- (2) 前年度の事業報告
- (3) その他地方会評議員会で必要と認めた事項

第 7 条 前各条のほか、地方会の運営上必要な事項は各地方会において定める。

第 8 条 地方会学術集会等の記事は日本口腔外科学会雑誌に寄稿するものとする。

## 第 2 章 学 術 大 会

第 9 条 この法人は定款の定めるところにより、毎年 1 回学術大会を開催する。

第 10 条 学術大会会長（以下、会長という）は、理事会において推薦した候補者について評議員会および総会の承認を得て理事長が委嘱する。

2 会長の任期は、学術大会終了の翌日から翌年の学術大会終了の日までとする。

第11条 会長は、当該学術大会を企画し、主宰する。

第12条 会長および次期会長は、理事会に出席することができる。

2 学術大会において学術研究業績を発表することができる者は、この法人の正会員とする。

### 第3章 機関誌等

第13条 この法人の機関誌は、日本口腔外科学会雑誌（以下、会誌という）と称し、通常毎月1回発行し、会員に配布する。

第14条 会誌の編集等については、別に定める雑誌編集規則によるものとする。

第15条 一定の期間に発行した会誌掲載の論文等の題名を分類集録した日本口腔外科学会雑誌総目次集および理事会において必要と認めた出版物（以下、総目次集等という）を発行する。

2 総目次集等の発行の時期および編集要項等は、理事会の議を経て定める。

### 第4章 役員候補者の選出

第16条 理事候補者は、各地方会から14名、理事長が6名を選出し評議員会へ推薦する。

第17条 各地方会における選出は、細則第3条に定める地方会毎にその地方会に属する評議員の互選による。

2 各地方会の理事候補者数は、関東地方会を4名とし、その他の地方会は2名とする。

3 当該地方会代表者は、選出された候補者の氏名を改選年の総会の日から1か月前までに理事長に通知しなければならない。

第18条 理事長が選出する候補者は、学会業務運営および各地方会会員数等を考慮して評議員の中から選出するものとする。

第19条 監事候補者は、理事会において評議員の中から選出し、評議員会へ推薦する。

### 第5章 評議員の選出

第20条 評議員の資格は、正会員として引き続き8年以上経過している本学会認定専門医（以下、専門医という）とする。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

第21条 評議員候補者は、大学の講座あるいは診療科（以下、大学関係という）および地方会毎にそれぞれ選出するものとする。

2 選出した評議員候補者について、大学関係にあっては当該講座または診療科の主任が、地方会にあっては当該地方会代表者が、それぞれその氏名を改選年の総会の日

の1か月前までに理事長に通知しなければならない。

第22条 大学関係の評議員候補者の選出母体となる講座あるいは診療科は、理事会の議を経て別に定める。

2 各講座あるいは診療科において選出する評議員候補者は、理事会で認定された選出母体となる講座あるいは診療科に所属する連続した会員歴6年以上の正会員を選挙人とし、同じく理事会で認定された選出母体となる講座あるいは診療科に所属する連続した会員歴8年以上の正会員でかつ専門医の中から選挙により1名を選出するものとする。

第23条 各地方会選出の評議員候補者は、細則第3条に定める地方会毎に選出する。

2 各地方会において選出する評議員候補者数（以下、候補者数という）は、定款第19条で定められた評議員総数を改選前年度4月1日現在の地方会別の会員数割合で案分し、それぞれの地方会別の大学関係評議員数で減じた地方会別の候補者数とする。ただし、各地方会選出の候補者数は4名を下まわらないものとする。

3 第2項の選出方法で各地方会別の候補者数が決定できない場合は、理事会の議を経て各地方会別の候補者数を決定する。

4 理事長は、第2項あるいは第3項で決定した各地方会別の候補者数を各地方会代表者に通知しなければならない。

5 各地方会において選出する評議員候補者は、当該地方会の都道府県に勤務または居住している連続した会員歴6年以上の正会員を選挙人とし、当該地方会の都道府県に勤務または居住している連続した会員歴8年以上の正会員でかつ大学関係の専門医を除く専門医の中から、第4項で通知された数の候補者を選挙により選出するものとする。

6 選挙人の所属は細則第3条第3項の規定を準用する。

7 選挙管理規則については理事会の議を経て別に定める。

### 第6章 幹事

第24条 理事の会務を補助するため、若干名の幹事を置く。

2 幹事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

### 第7章 委員会

第25条 この法人は、事業運営のため必要に応じ、理事会の議を経て委員会を置くことができる。

第26条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって組織する。

2 委員長および副委員長は、理事会において理事または評議員の中から選任し、理事長が委嘱する。

3 委員は、委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再

任を妨げない。

5 第 2 項、第 3 項および前項の規定は、この細則その他 の規則で別段の定めがある場合はその規定によるものとする。

## 第 8 章 補 則

第 27 条 定款およびこの細則の施行に関し必要な規則等は、

理事会の議決を経て別に定める。

第 28 条 この細則を改正する場合には、理事会および評議員会の議決ならびに総会の承認を経なければならない。

## 付 則

1. この細則は、平成 3 年 10 月 25 日から施行する。
2. この改正された細則は、平成 16 年 10 月 21 日から施行する。

## 社団法人 日本口腔外科学会会費規則

平成 3 年 10 月 25 日制定  
平成 15 年 10 月 23 日一部改正  
平成 20 年 10 月 20 日一部改正

社団法人日本口腔外科学会は、定款第 8 条の規定に基づき、会員の会費規則を次のとおり定める。

第 1 条 会員の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000 円
- (2) 賛助会員 10,000 円

第 2 条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 12,000 円  
ただし、口腔外科関連医療専門職にあつては、年額 6,000 円にする。
- (2) 賛助会員 年額 1 口 50,000 円

第 3 条 会費の納入は年 1 回とし、毎会計年度初めの月に当該年度分を納入するものとする。ただし、新規会員は入会時に入会金および当該年度の会費を納入するものとする。

2 入会金および会費の分納は認めない。

3 送金手数料は、会員の負担とする。

第 4 条 退会しようとするときに、会費その他について滞納がある場合、直ちにその金額を納付しなければならない。

第 5 条 退会した者が再び入会しようとするときは、さきの会費その他について滞納がある場合その全額を納付しなければ入会することができない。

第 6 条 この規則を改正する場合には、理事会および評議員会の議決ならびに総会の承認を経なければならない。

## 付 則

1. この規則は、平成 3 年 10 月 25 日から施行する。
2. この改正された規則は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。